

鳥取県告示第633号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定に基づき、北条水系土地改良区の頭首工管理規程を平成24年8月30日認可したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 管理規程の概要

- (1) この頭首工は、北条用水頭首工と称する。
- (2) かんがい期は、毎年5月上旬から9月下旬までの期間とする。
- (3) 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、毎秒3.21立方メートル（純用水量）以内とする。
- (4) 管理者は、堤体、ゲート、取水樋門を操作するために必要な機械及び器具について管理のため常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。
- (5) 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行い、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。
- (6) 管理者は、鳥取気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制をとらなければならない。
- (7) 管理者は、かんがい期において頭首工の水位が標高13.4メートル以下に低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

2 認可の年月日

平成24年8月30日